

踏切前では安全確認を確実に

30869

■瀬戸内警察署 てください 以上のことを、 通らない

事故も3件発生しています。ます。また、重軽傷の列車 事故が原因で亡くなってい 故死者は、 座布踏切 八。その 宮東踏切(長船町長船) 列車事故発生踏切は、 (死者 内の4人が、 過去6年間で (邑久町下笠加) な本市の交通事 同乗者重傷1 列 車 8

う。

とき、 警報機が鳴ってい る。 るときは、 遮断機が降りて また降り 始

ない 道幅の狭 踏切内に入らた降り始めてい 踏切は通れ いる

第4回瀬戸内市

健康マラソン大会



自分の記録に挑戦したり、みんな で楽しく走ったりして、冬の寒さを 吹き飛ばしましょう。

どなたでも参加できます。

▶日時 2月15日(日)少雨決行 受付 午前8時30分~9時 開会式 午前9時10分~

▷場所 邑久スポーツ公園野球場 ※詳しくは、今月の折り込みチラシ をご覧ください。

■問い合わせ先

市体育協会事務局(市社会教育課内) **2** 0869 - 34 - 5605

多発する踏 切事故を防止 しよう

警察安全情報

(死者 (邑久町上笠加)

樋で 記 記 月 2

切で列車事故が発生

邑久町尾張の

男性が亡くなら

ń

まし

第三百田踏切 (邑久町百田) 樋元踏切(邑久町尾 (重傷1人) (死者1人、 軽 傷 1 張

で発生しています。 右の安全確認を確実に行路切前では一時停止、左 踏切事故を防止するため

とし、 カー ステレオの音量を落 窓を開けて確認す

るとき

償却資産の申告をお願いします

瀬戸内市内に事業用償却資産を所有している人は、 地方税法第383条の規定により、当該償却資産の申 告が義務づけられています。市税務課まで申告書の提 出をお願いします。

◇申告が必要な人

個人や法人で事業を行っている人(工場や商店など を営んでいる人、駐車場やアパートを貸し付けている人、 農業者、漁業者)のうち、平成21年1月1日現在、 事業用の償却資産を所有している人。

◇申告すべき資産

平成21年1月1日現在で、瀬戸内市内に所在する事 業用資産(自己の使用のもののほか、他人に貸し付け ているものも含みます)について申告してください。

◇前年度までに申告した人

市役所より明細書と申告書を送付します。

なお、資産区分・耐用年数が今年度大きく変わりま した。同封の書類を確認の上、提出してください。

◇今年度初めて申告する人

税務課窓口に申告書を置いていますので、お立ち寄 りください。

- ◇提出期限 2月2日(月)
- ■問い合わせ先 市税務課 ☎0869-22-1181

エアコンのフィルターの掃除を小ま めに行いましょう

また、室外機の周りの風通 に1回程度掃除しましょう。ーのフィルターは、1か月 鳥です。 を防ぐこともできて一石二 と暖かくなります 下に市販のアルミ断熱シー ちょっとした工夫で イプの断熱シー ツ エアコン・ やフェルトを敷く トやこたつの テンを利用 窓ガラスに は、、、、、と、 トは、 敷る に貼るタ 、などの 布 ぐっ 結露 団 0 1 夕

整理整頓しましょう。

いときには、コンセント

か

jp/soshiki/detail.

http://www.pref.okayama.

ダウンロードできます

策課のホー

html?lif_id=26340

ぜひご活用ください

電気製品を長時間使わな

電子レンジを活用しまし らプラグを抜くようにしま しょう。 煮物などの下ごしらえは

めに、 みましょう。 くらいあったのかを知るた ~環境家計簿のススメ~】 環境家計簿は、月ごとに 省エネ対策の効果がどの 環境家計簿を う

ガス・水道・

■問い合わせ先

市生活環境課

電力を減らすことができま

【キッチン】 わせて温度調節を行 冷蔵庫の庫内

【住まい】

しょう

しを、できることから始め環境にやさしく快適な暮ら

日が続いてい

ます

が

地球温暖化

皮調節しましょう。

厚手

o

暖房は、

℃を目安に

のを詰め込み過ぎな 過ぎないよういを行い、ものは季節に合 Ł

にして、 【みんなで減らそうCO2 から温まりましょう りと湯船につか ようにしましょう 間隔を空け 追い 焚きをしな Ď, 体の芯 ゆ 0

【お風呂】 ずに入るよう

の量が分かる仕がソリンなどの使 っています。 様式は、 量が分かる仕組みにな ム 岡ペ 山 岡 出る CO ージから 県環境政 量を

 $\tilde{2}$

冬の省エネ対策

送りつけ商法に注意しましょう

電話で「カニはお好きですか」と聞かれて 「はい」と答えたところ、頼んだ覚えのない 商品が代金引き換えで送られてきたという事 例が、全国的に急増しています。

- ○電話がかかってきたら
- あいまいな返事をしない
- ・住所・氏名を相手に教えない
- ○送られてきたら
- ・身に覚えがなければ受け取りを拒否する などの対応を心掛けましょう。

宅配便が届いた頃を見計らって、業者から 電話がかかってくる場合もあります。「生も のなので解約できない」「送料が掛かっている」 などと言われる場合もあるようですが、毅然 とした態度で断りましょう。

また、「家族の誰かが注文したのではないか? | と思い代金を支払い、被害に遭うことも考え られます。日頃から家族内の連絡を密にし、 誰が頼んだのか確認できるまでは荷物の受け 取りを保留するなどのルールを決めておきま しょう。

12

2009.1 広報 せとうち No.50 13